

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (社会福祉課)	一
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (同)	一
○生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (同)	二
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課)	二
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	三
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	三
○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室)	三
訓 令 甲	
○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	四
告 示	
○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六項の指定地方公共機関の指定 (危機対策課)	五
○宮城県認証食品認証基準の策定(二件) (食産業振興課)	五
○入会林野整備計画の認可 (林業振興課)	六
○保安林の指定の解除 (森林整備課)	六
○保安林の指定の予定 (同)	七
○道路の供用開始(二件) (道路課)	七
○土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)	七

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

人事委員会

○人事委員会規則七十三(へき地手当等)の一部を改正する規則

雑 報

○宮城県住宅供給公社による県営住宅等の管理代行に関する公告

正 誤

○宮城県公報第二七四一号(平成二十八年三月十五日付け)中

規 則

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年宮城県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第二号」に、「一般電気事業」を「小売電気事業」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
様式第三号の二(その一)中

「
①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護」

⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬定期巡回、随時対応型訪問介護看護 ⑭夜間対応型訪問介護 ⑮認知症対応型通所介護 ⑯小規模多機能型居宅介護 ⑰認知症対応型共同生活介護 ⑱地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑲地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑳複合型サービス ㉑介護療養型医療施設サービス ㉒介護予防サービス ㉓介護施設サービス ㉔介護予防サービス ㉕介護予防サービス ㉖介護予防サービス ㉗介護予防サービス ㉘介護予防サービス ㉙介護予防サービス ㉚介護予防サービス ㉛介護予防サービス ㉜介護予防サービス ㉝介護予防サービス ㉞介護予防サービス ㉟介護予防サービス ㊱介護予防サービス ㊲介護予防サービス ㊳介護予防サービス ㊴介護予防サービス ㊵介護予防サービス ㊶介護予防サービス ㊷介護予防サービス ㊸介護予防サービス ㊹介護予防サービス ㊺介護予防サービス ㊻介護予防サービス ㊼介護予防サービス ㊽介護予防サービス ㊾介護予防サービス ㊿介護予防サービス

①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬定期巡回、随時対応型訪問介護看護 ⑭夜間対応型訪問介護 ⑮認知症対応型通所介護 ⑯小規模多機能型居宅介護 ⑰認知症対応型共同生活介護 ⑱地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑲地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑳複合型サービス ㉑介護療養型医療施設サービス ㉒介護予防サービス ㉓介護予防サービス ㉔介護予防サービス ㉕介護予防サービス ㉖介護予防サービス ㉗介護予防サービス ㉘介護予防サービス ㉙介護予防サービス ㉚介護予防サービス ㉛介護予防サービス ㉜介護予防サービス ㉝介護予防サービス ㉞介護予防サービス ㉟介護予防サービス ㊱介護予防サービス ㊲介護予防サービス ㊳介護予防サービス ㊴介護予防サービス ㊵介護予防サービス ㊶介護予防サービス ㊷介護予防サービス ㊸介護予防サービス ㊹介護予防サービス ㊺介護予防サービス ㊻介護予防サービス ㊼介護予防サービス ㊽介護予防サービス ㊾介護予防サービス ㊿介護予防サービス

や

に定める。

様式第十六号、様式第十六号の二、様式第十七号及び様式第三十七号の二中「60日」や「3か月」に改む。〔審査請求をすることができます。〕のトビ「なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。』や「をした日」のトビ「〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日〕』や「50日」のトビ「〔審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日〕』を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県規則第二十八号
生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年宮城県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
様式第五号（裏面）様式第六号、様式第八号（裏面）、様式第十号、様式第十三号及び様式第十六号中「60日」や「3か月」に改む。〔審査請求をすることができます。〕のトビ「なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。』や「』」

この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。」

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第五号（裏面）、様式第六号、様式第八号（裏面）、様式第十号、様式第十三号及び様式第十六号の改正規定（「60日」や「3か月」に改むる部分及び「審査請求をすることができます。』のトビ「なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。』を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県規則第二十九号
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三

十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号イ中「指定特定施設入居者生活介護」の下に、「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第百一条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)」を加え、「又は」を「、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条例第九十六条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)」又は」に改め、同条第五項中「福祉サービスは、」の下に「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を、「指定介護予防特定施設入居者生活介護」の下に「、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を加える。

第十二条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十一条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則第七項中「指定特定施設入居者生活介護」の下に「、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を、「指定介護予防特定施設入居者生活介護」の下に「、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項第三号イ及び同条第五項の改正規定、第二十一条第一項第一号の改正規定(「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める部分を除く。)、並びに附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則(平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「仙台市」を「市町村」に改める。

第五条第二号中「年一回」を「年二回(前号の検査を受検した年については、年一回)」に改める。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があったものを除く。)については、この限りでない。

様式第一号中

振込口座 （対象者名 義の口座）	フリガナ	
	口座名義	
	金融機関名	店舗名
	口座種別	普通・当座
		口座番号

を

振込口座 （対象者名 義の口座）	フリガナ		
	口座名義		店舗名
	金融機関名		口座番号
	口座種別	普通・当座	

に改め

「(様式第2号)を添付してください。」のとおり「ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があったものを除く。)については、その添付を省略することができず。」を「加えて「診断書に」や「診断書の発行に」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 改正前のウイルス型肝炎に係る検査費用交付規則様式第一号による肝炎検査費用請求書は、当分の間、改正後のウイルス型肝炎に係る検査費用交付規則様式第一号によるものとみなす。

訓令 甲

○宮城県訓令甲第三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40
40
40

を

37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、平成二十八年三月二十二日から施行し、改正後の単純労働職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規規程の規定による号俸が改正前の単純労働職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号俸に達しない職員は、当該適用又は異動の日における号俸については、新規規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。

3 この訓令の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

告 示

○宮城県告示第百八十一号
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一般社団法人宮城県歯科医師会
○宮城県告示第百八十二号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第一項に基づき、果実酒の認証基準を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
果実酒の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、宮城県内で製造された果実酒に適用する。

(定義)

第2 この基準において、果実酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定する果実酒をいう。

(品質及び品質表示)

第3 果実酒の品質及び品質表示基準は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次の表のとおりとする。

品 名	区 分		基 準
	原 材	品 位	
質 料	食品添加物以外の原材料	食品添加物	香味及び色沢が良好であること。
表示	原料原産地及びその表示方法		次に掲げる以外のものを使用していないこと。
			1 宮城県産の果実
			2 砂糖、ぶどう糖又は果糖
			酸化防止剤以外のものを使用していないこと。ただし、製造過程で使用する加工助剤を除く。

(製造管理)

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号）に基づき行う。

附 則

この告示は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

○宮城県告示第百八十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第一項に基づき、焼菓子類の認証基準を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

焼菓子類の認証基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、宮城県内で製造された焼菓子類に適用する。

（定義）

第2 この基準において、焼菓子類とは、小麦粉、米粉等を主原料とし、野菜等、卵、乳、乳製品、果実、魚介藻類、片栗粉、調味料又は食用油脂を加えたものを練り合わせて焼いたものをいう。（品質及び品質表示）

第3 焼菓子類の品質及び品質表示基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

品 質	区 分		基 準
	品 位	原 材 料	
	食品添加物以外の原材料		香味が良好であること。 次に掲げる以外のもを使用していないこと。 1 宮城県内で生産された穀物 2 宮城県内で生産された野菜、豆類、特用林産物又は特用作物 3 宮城県内で生産された卵 4 乳及び乳製品 5 果実 6 魚介藻類 7 片栗粉 8 調味料 9 砂糖、食塩、醤油、味噌、みりん、水飴、酒類又は香辛料 食用油脂
	食品添加物		次に掲げる以外のもを使用していないこと。 1 膨張剤 2 天然香料
表示	原料原産地及びその表示方法		「宮城県産」、「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

（製造管理）

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。（認証方法）

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号）に基づき行う。

附 則

この告示は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

○宮城県告示第二百八十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備計画を認可した。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認可に係る入会林野整備計画

里浜入会林野整備計画

二 申請人

東松島市宮戸字里六十五番地

里浜入会林野整備組合

代表者 八木 重義

三 認可年月日

平成二十八年三月十六日

○宮城県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

- 仙台市宮城野区岡田字砂原一七、蒲生字八郎兵エ谷地第二三、四の二、五から七まで、九の二、一〇の二、一七、一八、二三、六三の二、六四の二、六五の二、若林区荒浜字川向三八、四三、五二の一、藤塚字土手外一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一
- 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

二1 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区藤塚字土手外一六、一七の二

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

○宮城県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字前森三の一（次の図に示す部分に限る。）、七の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気

仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道線	気仙沼唐桑	気仙沼市浪板五番一地从先から同市波板二番一地从先まで	平成二十八年三月二十四日

○宮城県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道線	気仙沼唐桑	気仙沼市唐桑町東舞根一四四番一地从先から同市唐桑町浦九〇番一地从先まで	平成二十八年三月二十四日午後四時三十分

○宮城県告示第二百八十九号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年三月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年三月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
加美郡加美町上狼塚字東北原十二番二百四十八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

加美町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年三月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町志津川字廻館七十五番九、七十五番十の一部、七十五番十一、七十五番十三、七十五番十四の一部、同字田尻畑二十八番五、五十八番一の一部、五十八番四の一部、五十八番五、五十八番六、同字小森七番八、七番八地先の道の一部
（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年三月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町志津川字廻館八十四番五の一部、八十八番二、八十九番二の一部、九十一番の一部、九十二番一、九十二番六の一部、九十二番九の一部、九十二番十の一部、九十三番三の一部、九十四番四、九十五番六
（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

人事委員会

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十九―三十七

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表（附則第七項関係）を次のように改める。
附則別表（附則第七項関係）

区分	学 校 名	所 在 地
一級	白石市立福岡小学校八宮分校 白石市立福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 川崎町立前川小学校 丸森町立大張小学校	白石市福岡八宮字坂ノ上一四番地一六 白石市福岡蔵本字長峯一四番地 刈田郡七ヶ宿町字利津保一六番地一 柴田郡川崎町大字前川字大森一一一番地四 伊具郡丸森町大張川張字宮田二五番地
二級	白石市立深谷小学校三住分校 丸森町立筆甫小学校 塩竈市立浦戸小学校 大崎市立鬼首小学校 石卷市立鮎川小学校 塩竈市立浦戸中学校 石卷市立北上中学校 石卷市立牡鹿中学校 石卷市牡鹿学校給食センター	白石市福岡深谷字三住七〇番地三 伊具郡丸森町筆甫字中島三番地二 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地 石卷市鮎川浜清崎山一―番地一 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 石卷市北上町十三浜字小田九三番地一 石卷市鮎川浜鬼形山一―番地二四 石卷市鮎川浜清崎山一―番地一
三級	白石市立福岡小学校不忘分校 石卷市立大須小学校 石卷市立寄磯小学校 石卷市立大須中学校	白石市福岡八宮字不忘一〇七番地 石卷市雄勝町大須字大須二五―番地二 石卷市寄磯浜五梅沢二四番地 石卷市雄勝町大須字館森一―番地

別表

別表を次のように改める。

区 分	学 校 名	所 在 地
-----	-------	-------

準へき 地学校	<p>蔵王町立遠刈田小学校 川崎町立川崎第二小学校 丸森町立大内小学校 仙台市立作並小学校新川分校 仙台市立馬場小学校 大崎市立真山小学校 大崎市立大貫小学校 大崎市立西小野田小学校 加美町立西小野田小学校 石巻市立萩浜小学校 登米市立米川小学校 登米市立横山小学校 気仙沼市立月立小学校 気仙沼市立中井小学校 南三陸町立戸倉小学校 蔵王町立遠刈田中学校 加美町立宮崎中学校 登米市立津山中学校 気仙沼市立唐桑中学校</p>	<p>伊具郡丸森町耕野字入大四四番地一 加美郡加美町字鹿原水堀三番地一 加美郡加美町宮崎字旭二番一番地一 栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二 石巻市北上町長尾字松崎一番地 石巻市大原浜大光寺一番地 気仙沼市高井四〇番地二 気仙沼市本吉町小金山一番地一 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地 石巻市萩浜字田浜山三番地 気仙沼市高井四〇番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地 気仙沼市高井四〇番地二</p>
	<p>丸森町立耕野小学校 加美町立鹿原小学校 加美町立旭小学校 栗原市立花山小学校 石巻市立東浜小学校 石巻市立北上小学校 石巻市立大原小学校 気仙沼市立大島小学校 気仙沼市立馬籠小学校 南三陸町立名足小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 石巻市立萩浜中学校 気仙沼市立大島中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場 気仙沼市立大島共同調理場</p>	<p>伊具郡丸森町耕野字入大四四番地一 加美郡加美町字鹿原水堀三番地一 加美郡加美町宮崎字旭二番一番地一 栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二 石巻市北上町長尾字松崎一番地 石巻市大原浜大光寺一番地 気仙沼市高井四〇番地二 気仙沼市本吉町小金山一番地一 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地 石巻市萩浜字田浜山三番地 気仙沼市高井四〇番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地 気仙沼市高井四〇番地二</p>

準へき	一 級	二 級	三 級
蔵王町立遠刈田小学校	<p>白石市立福岡小学校八宮分校 白石市立福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 川崎町立前川小学校 丸森町立大張小学校 丸森町立耕野小学校 加美町立鹿原小学校 加美町立旭小学校 栗原市立花山小学校 石巻市立東浜小学校 石巻市立大川小学校 石巻市立雄勝小学校 石巻市立北上小学校 石巻市立大原小学校 気仙沼市立大島小学校 気仙沼市立馬籠小学校 南三陸町立名足小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 石巻市立萩浜中学校 石巻市立雄勝中学校 気仙沼市立大島中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場 気仙沼市立大島共同調理場</p>	<p>白石市立深谷小学校三住分校 丸森町立筆甫小学校 塩竈市立浦戸小学校 大崎市立鬼首小学校 石巻市立鮎川小学校 塩竈市立浦戸中学校 石巻市立北上中学校 石巻市立牡鹿中学校 石巻市牡鹿学校給食センター</p>	<p>白石市立福岡小学校不忘分校 石巻市立大須小学校 石巻市立寄磯小学校 石巻市立大須中学校</p>
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山二五番地	<p>白石市福岡八宮字坂ノ上一四番地一六 白石市福岡蔵本字長峯一四番地 刈田郡七ヶ宿町字利津保一六番地一 柴田郡川崎町大字前川字大森一一一番地四 伊具郡丸森町大張川張字宮田二五番地 伊具郡丸森町耕野字入大四四番地一 加美郡加美町字鹿原水堀三番地一 加美郡加美町宮崎字旭二番一番地一 栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二 石巻市釜谷字山根一番地 石巻市雄勝町雄勝字小淵三八番地 石巻市北上町長尾字松崎一番地 石巻市大原浜大光寺一番地 気仙沼市高井四〇番地二 気仙沼市本吉町小金山一番地一 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地 石巻市萩浜字田浜山三番地 石巻市雄勝町雄勝字寺四番地三 気仙沼市高井四〇番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地 気仙沼市高井四〇番地二</p>	<p>白石市福岡深谷字三住七〇番地三 伊具郡丸森町筆甫字中島三番地二 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地 石巻市鮎川浜清崎山一番地一 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 石巻市北上町十三浜字小田九三番地一 石巻市鮎川浜鬼形山一番地二四 石巻市鮎川浜清崎山一番地一</p>	

地学校	
川崎町立川崎第二小学校	柴田郡川崎町大字今宿字町尻一番地
丸森町立大内小学校	伊具郡丸森町大内字横手一八番地
仙台市立作並小学校新川分校	仙台市青葉区新川字北野尻三四番地
仙台市立馬場小学校	仙台市太白区秋保町馬場字町北二五番地
大崎市立真山小学校	大崎市若山字上真山日向要害二番地
大崎市立大貫小学校	大崎市田尻大貫字境三七番地一
加美町立西小野田小学校	加美郡加美町字上野目高畑五番地
石巻市立荻浜小学校	石巻市桃浦字米久保五番地
登米市立米川小学校	登米市東和町米川字東綱木三一番地
登米市立横山小学校	登米市津山町横山字本町九一番地
気仙沼市立月立小学校	気仙沼市塚沢六五番地
気仙沼市立中井小学校	気仙沼市唐桑町中井一三四番地三
南三陸町立戸倉小学校	本吉郡南三陸町戸倉字津野五〇番地一
蔵王町立遠刈田中学校	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山一六番地
加美町立宮崎中学校	加美郡加美町柳沢字松葉野屋敷四九番地
登米市立津山中学校	登米市津山町柳津字館石六番地
気仙沼市立唐桑中学校	気仙沼市唐桑町北中一三〇番地

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の規則七―三十九（へき地手当等）（以下「新規則」という。）第三条の規定に基づくへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額に、改正前の規則七―三十九（以下「旧規則」という。）附則別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、旧規則第三条に定める支給割合を乗じて得た額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（新規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなるものを含む。）については、新規則第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（新規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

3 施行日の前日においてへき地等学校（給与条例第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項

に規定する学校及び共同調理場をいう。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。）は、施行日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、新規則第六条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に対する附則第二項及び前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第二項及び前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「同日における算出率」という。）で除して得た額及び」とする。

- 二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 附則第二項及び前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額に学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び」とする。

- 三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第二項及び前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額及び」とする。

雑 報

○宮城県住宅供給公社理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があつた。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県住宅供給公社

記

理事長 今 野 純 一

一 宮城県に代わって普通県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）別表第一に掲げる県営住宅等（改良県営住宅を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

正 誤

○宮城県公報第二七四二号（平成二十八年三月十五日付け）中

ページ 段 行
一九 上 一六

同郡巨理町吉田字南上一七七番一
地先まで

正

同郡同町吉田字南上一七七番
一地先まで

誤